

広島県立総合技術研究所における競争的研究費の 適正執行・管理等に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、広島県立総合技術研究所（以下「総研」という。）が実施する競争的研究費等に関し、適正に執行・管理するため必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

一 配分機関

外部からの資金を財源として総研の研究活動を実施するにあたり、その財源を配分する国の各省庁及び各省庁が所管する独立行政法人又はその機関等。

二 競争的研究費等

配分機関から配分される競争的研究費を中心とした公募型の研究資金。

三 不正

イ 研究活動における不正行為

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる投稿論文等の研究成果の中に示されたデータや調査結果等のねつ造、改ざん及び盗用。

ロ 競争的研究費等の不正行為

実態を伴わない旅費、謝金、給与の請求、架空請求による業者への預け金、虚偽の書類による県の規定や法令等に違反した競争的研究費等の使用、故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用。

四 ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。

五 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。

六 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

七 研究者等 総研に所属する職員及び研究に関連する職員。

八 コンプライアンス教育 不正を事前に防止するために、総研が研究者等に対し、自身が取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるかなどを理解させるために実施する教育。

(研究者の責務、行動規範)

第3条 研究者等は、競争的研究費等の適正執行・管理にあたり、広島県会計規則（昭和39年規則第29号）、応募する競争的研究費等の取扱規程及びその他関係する法令を遵守しなければならない。

2 研究者等は、総研における研究活動において、不正やその他の不適切な行為を行わず、

また、他者による不正の防止に努めなければならない。

3 研究者等は、研究活動における不正行為の防止や競争的研究費等の適正執行・管理等に関する研修等を受講しなければならない。

(機関内の責任体系の明確化)

第4条 総研における研究活動や競争的研究費等の運営・管理を適正に行い、不正を防止するため、責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を次のとおり明確化し、責任体系を内外に周知・公表する。

一 最高管理責任者

機関全体を統括し、研究活動における不正行為への対応や、競争的研究費などの運営・管理について最終責任を負う者をいい、総合技術研究所長（以下「総研所長」という。）をもって充てる。

最高管理責任者は、不正防止策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たり、総合技術研究所運営会議において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等についてセンター長等と議論を深める。

最高管理責任者は、自ら各センター長等に、不正防止に向けた取組を促すなど、様々な啓発活動を定期的に行い、研究員等の意識の向上と浸透を図る。

二 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為への対応や、競争的研究費などの運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者をいい、総合技術研究所企画部長（以下「企画部長」という。）をもって充てる。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

三 コンプライアンス推進責任者

機関内の各部局における研究活動における不正行為への対応や、競争的研究費などの運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者をいい、8つのセンターのセンター長をもって充てる。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、

ア 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

イ 不正防止を図るため、部局等内の競争的研究費等の運営・管理に関わる研究員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

ウ 自己の管理監督又は指導する部局等において、定期的に啓発活動を実施する。

エ 自己の管理監督又は指導する部局等において、研究員等が、適切に競争的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

四 監事

不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べるものを監事といい、総合技術研究所企画部企画担当主査（以下、「企画主査」という。）をもって充てる。

監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

- 2 最高管理責任者は、不正の防止対策に係る基本方針を策定し、総研内に周知するとともに、必要に応じて基本方針の見直しを行う。

（適切な運営・管理の基礎となる環境の整備）

第5条 最高管理責任者は、総研における研究活動及び競争的研究費等に係る事務手続きに関するルールについて、明確かつ統一的な運用を図るものとする。

- 2 最高管理責任者は、不正を誘発する要因を除去し、適切な環境の整備・構築を図るものとする。

（職務権限の明確化）

第6条 コンプライアンス推進責任者は、広島県決裁規程等その他で定められた規定に応じて、職務権限を明確化し、明確な決裁手続きのもとで、適切な事務処理を行うよう、センター内で合意を形成し、理解を共有する。

（コンプライアンス教育）

第7条 コンプライアンス推進責任者は、研究員等に対しコンプライアンス教育を実施するものとし、不正防止対策の基本方針の実施に必要な措置を講じる。

- 2 コンプライアンス教育は、競争的研究費等の運営・管理に係る研究員等に対し定期的にあらゆる機会を通じて実施する。

（モニタリング及び内部監査）

第8条 内部監査部門（総研企画部企画担当）は、競争的研究費等の実施概要を把握することでモニタリングを行い、業務実施に合わせて予算令達等を行う。

- 2 内部監査部門は、競争的研究費等の適正執行・管理を行うため、内部監査を実施する。

（不正防止計画の策定等）

第9条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握とそれに対応する不正防止計画を策定し、総研内に周知する。

- 2 不正防止計画の推進を担当する部署として、総研企画部事業推進担当をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、各センター内において不正防止計画を実施し、実施状況を不正防止計画推進部署へ報告する。
- 4 不正防止計画推進部署は、不正防止計画の推進及び進捗管理を行い、最高管理責任者へ実施状況を報告する。

(不正の調査)

第10条 総研における不正に対する調査を審議するため、不正調査会議（以下「調査会議」という。）を置く。

第11条 調査会議は、最高管理責任者が指名する者を議長とし、外部有識者、センター長、技術次長、研究部長のうちから議長が指名する者で構成し、構成員の半数以上は外部有識者とする。

2 調査会議の運営等に関し必要な事項については、別に定める。

第12条 調査会議を開催する場合、最高管理責任者は構成員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知するものとする。

2 告発者及び被告発者は、調査会議の構成の公正性に疑義があるときは、前項の通知が発せられた日から7日以内に最高管理責任者へ異議を申し立てることができる。

3 最高管理責任者は、前項の異議が妥当であると認められるときは、異議に該当する構成員の変更をすることができる。

4 前項の変更を行った場合には、最高管理責任者はその旨を告発者及び被告発者に通知する。

(告発等の受付窓口)

第13条 競争的研究費などに係る事務処理手続き及び使用に関するルールについての相談や、告発等の受付窓口は企画部長とする。

(告発等の取扱い)

第14条 告発は、書面、ファクシミリ、電子メール等の、告発者が発した内容の記録が残る方法によるものとする。電話若しくは面談等により口頭で告発等が行われた場合には、受付窓口において速やかに書面に書き起こして受け付けるものとする。

2 告発は、原則として氏名を明らかにすることとし、不正を行ったとする研究者・グループ、不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付けるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。

4 企画部長は、書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発者（匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した場合は顕名による告発者として取り扱う。以下同じ。）に、告発を受け付けたことを通知する。

5 企画部長は、告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

6 企画部長は、不正が行われようとしている、又は不正を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に

警告を行うものとする。

(告発等の報告)

第15条 告発等を受け付けた受付窓口は、その内容を速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(告発者等の取扱い)

第16条 最高管理責任者は、告発等についての調査結果を公表するまで、告発者及び告発内容並びに被告発者及び告発内容に係る関係者の存在の秘密を守るとともに、調査過程における関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

- 2 最高管理責任者は、告発等についての調査並びに審査が完了するまで、告発者並びに被告発者及び告発内容に係る関係者に不利益な扱いを行わないものとする。
- 3 最終的に不正等が認められなかったときは、告発者並びに被告発者及び関係者に不利益な扱いを行わないものとする。最高管理責任者は、必要に応じてこれらの者への不利益発生を防止するための措置を講じるものとする。

(告発の受付によらないものの取扱い)

第17条 告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、最高管理責任者の判断でその事案の調査を開始することができる。

- 2 学会等の科学コミュニティや報道により不正の疑いが指摘された場合は、告発があつた場合に準じた取扱いをすることができるものとする。
- 3 不正の疑いがインターネット上に掲載されている（不正を行ったとする研究者・グループ、不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合、告発があつた場合に準じた取扱いをすることができるものとする。

(予備調査)

第18条 第15条の報告を受けた最高管理責任者は、告発に係るセンターのセンター長に、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由に論理性があるかなど、告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行わせるものとする。

- 2 センター長は、予備調査の結果について告発を受付後概ね30日以内に最高管理責任者に報告するものとする。
- 3 最高管理責任者は、告発の内容によってはセンターのセンター長以外の者に予備調査を行わせることができるものとし、この場合において、前2項中「センター長」とあるのは「最高責任者が指名する者」と読み替えるものとする。
- 4 最高管理責任者は、予備調査の結果に係る報告を受けた後、速やかに本調査を行うか否かを決定するものとする。
- 5 最高管理責任者は、予備調査の結果について、速やかに総研を所管する総務局研究開発課（以下「所管課」という。）に報告しなければならない。

6 最高管理責任者は、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めに応じ開示するものとする。

(本調査)

第19条 本調査を行うことを決定した場合、最高管理責任者は、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるとともに、調査方針、調査対象及び方法等について、所管課、関係省庁及びその事案に係る研究費の配分機関へ報告、協議するものとする。

2 告発された事案の調査にあたっては、告発者が了承した場合を除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないように配慮しなければならない。

3 本調査を行う場合、決定後、概ね30日以内に本調査を開始するものとする。

4 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した後、不正がなかったと認定されるまでの間、告発された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

第20条 本調査は、告発された事案に係る競争的研究費等の使用に係る各種資料の精査や、関係者のヒアリング、購入・使用物品等の現地調査などにより行うものとする。この際、調査会議は原則として、被告発者の弁明の聴取を行うものとする。

2 被告発者は、不正に対する疑惑への説明を行う場合には、適正な方法と手続きに基づいて行われたことを示す根拠を示して説明しなければならない。

3 調査会議は前項により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正の認定を行う。ただし、被告発者の自認を唯一の証拠として不正を認定することはできない。

4 不正に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正であるとの疑いが覆されないときは、不正と認定されるものとする。被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、災害等の被告発者の責によらない理由、その他正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、支出書類や実験試料・試薬等の不存在などが、被告発者の所属機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

(調査への協力等)

第21条 告発者及び被告発者などの関係者は、調査会議の調査に対し、誠実に協力しなければならない。

2 本調査にあたっては、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を取るものとする。

3 調査会議の構成員その他調査の関係者は、調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(調査の対象となる研究活動)

第 22 条 調査会議が行う調査の対象には、告発等に係る研究活動のほか、本調査に関連した被告発者の他の研究活動を含めることができる。

(証拠の保全措置)

第 23 条 調査会議は、本調査に当たって、告発等に係る競争的研究費等の使用について、証拠となるような資料等を保全する措置を講ずることができる。

2 総研以外の機関において、証拠の保全が必要な場合は、最高管理責任者は当該機関に協力を要請する。総研以外の調査機関から要請があった場合は、誠実に対応する。

3 前 2 項に影響しない範囲内であれば、最高管理責任者は被告発者等の研究活動を制限しない。

(調査の中間報告等)

第 24 条 最高管理責任者は、当該事案に係る研究が競争的研究費等によるものである場合は、本調査の終了前においても、競争的研究費の配分機関の要請に応じて、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を行う。

2 調査に支障がある場合、正当な事由がある場合を除き、配分機関に対して、当該事案に係る資料の提出又は、閲覧、現地調査に応じる。

(認定)

第 25 条 調査会議は、本調査の開始後概ね 150 日以内に、調査した内容をまとめ、不正の有無、不正の内容、関与した者及び関与の度合い、不正使用の相当額等について認定する。

2 不正が行われなかつたと認定される場合であつて、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査会議は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うにあたつては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

3 調査会議は、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定する。

(調査結果の通知及び報告)

第 26 条 調査会議は、認定後、その内容を直ちに最高管理責任者へ報告する。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた後、速やかに告発者及び被告発者に対して調査会議における調査結果を通知するとともに、所管課、関係省庁及びその事案に係る研究費の配分機関に対してその内容を報告する。

(不服申立て及び再調査)

第 27 条 不正を認定された被告発者は、前条の結果通知から 15 日以内に限り、最高管理責任者に対して不服申立てをすることができる。ただし、当該期間内であつても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は前項の例により不服申立てをすることができる。

- 3 不服申立ての審査は調査会議において行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査会議の構成員の変更をすることができる。
- 4 不正があったと認定された場合に係る被告発者による不服申立てについて、調査会議は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査会議が判断する時は、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 5 第1項の不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査会議は被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査への協力を求めるものとする。当該協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被告発者に当該決定を通知する。
- 6 最高管理責任者は、被告発者から不正の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。また、所管課、関係省庁及びその事案に係る研究費の配分機関へ報告するものとする。不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 7 調査会議が再調査を開始した場合、開始から50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告する。
- 8 最高管理責任者は、当該結果を被告発者及び告発者に通知する。また、所管課、関係省庁及びその事案に係る研究費の配分機関へ報告するものとする。
- 9 第2項の告発が悪意に基づくものと認定された告発者の不服申立てについては、調査会議は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。この場合、調査会議は当該結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、所管課、関係省庁及びその事案に係る研究費の配分機関へ報告する。

(調査結果の最終報告)

第28条 調査会議は、第26条による調査結果の通知の後、被告発者又は告発者から有効な不服申立てがなく、その内容が確定した場合、証拠となる書類を含む最終報告書を作成し、最高管理責任者へ提出する。

- 2 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生の要因、再発防止策等を含む最終報告書を所管課、関係省庁及びその事案に係る研究費の配分機関へ報告する。

(利害関係者の忌避)

第29条 最高管理責任者は、告発の受付や調査を行う者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないようにしなければならない。

(調査結果に応じた措置)

第 30 条 不正があったと認定された場合、調査結果による関係職員の処分等については、所管課において別途定める。

2 不正がなかったと認定された場合、最高管理責任者は、その旨を本調査関係者に対して周知する。また、当該事案が本調査関係者以外に明らかになっている場合は、本調査関係者以外にも周知する。

(調査結果の公表)

第 31 条 最高管理責任者は、不正等があったと認められたときは、所管課と協議の上、速やかに調査結果等を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正の内容、総研が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

ただし、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合は、この限りでない。

なお、公表する場合において、特に不開示とする必要があると認められる項目については、その公表の全部あるいは一部を不開示することができる。

(補則)

第 32 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和元年 9 月 2 日から施行する。

附則

この要領は、令和 3 年 11 月 19 日から施行する。